

# 議員報酬の見直しについて

本資料は、竹富町議会の議員報酬見直しに関する検討内容を、住民の皆様にわかりやすくお伝えするために作成いたしました。全国的に町村議会のなり手不足が深刻化する中、全国町村議長会は「町長給与の47%を目安とする」という決議を採択しています。竹富町議会においても、この課題に真摯に向き合い、適正な報酬水準について検討を重ねてまいりました。

本資料では、議員報酬改正評議会が出された様々なご指摘に対する根拠と、県内外との比較データを示しながら、透明性のある説明責任を果たすことを目指しています。住民の皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

# 本町の議員報酬の現状



## 据え置き期間

平成30年6月の改定以来、約7年間据え置き

**月額25万円**



## 町長給与との比率

町長給与の**33%**に相当

全国平均30%



## 活動量の変化

本会議・委員会・住民対応・研修など議員活動量は増加傾向にある。

報酬水準が据え置かれ続けた結果、実際の活動量と報酬の間に大きな乖離が生じています。議員の活動は多岐にわたり、本会議や委員会だけでなく、住民の皆様からのご相談対応、各種研修への参加、地域行事への参加など、年間を通じて幅広い活動が求められています。

全国町村議長会の調査によると、担い手不足や町村議会の報酬水準が低いことが大きな課題として指摘されており、この状況は竹富町だけでなく、全国の町村議会が共通して直面している課題です。

□ 出典：全国町村議長会『第70回町村議会実態調査』

## なぜ今、議員報酬の見直しが必要なのか

### 全国的な課題

町村議会の議員のなり手不足が深刻化しています。無投票当選や定員割れが各地で発生しており、地方自治の根幹が揺らぐ事態となっています。

### 全国町村議長の決議

令和元年に全国町村議長会は「町長給与の47%を目安とする」という決議を採択しました。これは議員活動の実態を踏まえた全国基準です。

### 議会機能の維持

適正な報酬水準を確保することで、幅広い層から議員を確保し、議会の質を向上させることが求められています。これは住民福祉の向上につながります。

# 報酬改正が担い手確保につながる理由



## 現状の課題

現状の手取りは約15万円前後となっており、多くの議員が副業を必要としています。これにより、議員活動に専念できる時間が制限される状況が生じています。



## 立候補の障壁

若年層や子育て世代、ひとり親世帯、自営業者にとって、現行報酬では活動参加に大きな経済的負担が生じます。これが、幅広い層の立候補を妨げる要因となっています。



## 多様性の向上

報酬が適正化されることで、様々な世代・職業・立場の方々が立候補しやすくなります。これにより、議会の多様性が向上します。



## 町民の声の反映

多様な背景を持つ議員による議会は、より幅広い町民の声を反映することができます。これが、より良い町づくりにつながります。

### 報酬を上げる＝議会の質を維持するための投資

適正な報酬は、優秀で多様な人材が議員として活動できる環境を整え、結果として町民へのサービス向上につながります。これまで金銭的・時間的に余裕のある人に偏りがちだった議会に、報酬改善はより幅広い声を届ける基盤をつくれます。

# 社会情勢・背景

## 改定の検討が必要な理由

01

### 全国的な課題認識

全国町村議長会の調査では、**68%の議長**が「報酬の低さがなり手不足の主要因」と回答しています。これは全国共通の深刻な課題となっています。

03

### 民間給与の上昇

民間給与も上昇傾向にある中、町村議会の報酬だけが据え置きを続けると、議員の生活基盤が脆弱化する懸念があります。

これらの社会情勢を踏まえると、議員報酬の見直しはしっかり議論し検討する必要性があります。

02

### 人事院勧告の推移

直近10年で累積**+4.5%**の増加を勧告（令和5年+0.96%、令和6年+2.76%）。公務員給与は社会情勢に応じて調整されています。

04

### 物価上昇の影響

生活コストの増加により、現行報酬では活動継続が困難な層が増加しています。「据え置き継続＝議会の担い手が減る」という構造的問題が顕在化しています。

□ 出典：全国町村議長会『町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告』p.21、人事院『人事院勧告』

# 給与動向分析：各種給与水準の推移

議員報酬の見直しを検討する上で、社会全体の給与水準の動向を把握することは不可欠です。ここでは、県内最低賃金、民間給与、地方公共団体一般行政職給与の推移を分析し、その特徴と現状を考察します。

## 県内最低賃金の推移（令和元年～令和7年）

令和元年：790円 → 令和7年：1,023円と、7年間で233円（約29.5%）増加しました。特に令和5年以降、上昇ペースが加速しており、直近2年間で+127円の大幅な引き上げが行われています。

## 民間給与（国税庁調査）の推移（令和元年～令和6年）

令和元年：365,333円 → 令和6年：397,917円となり、6年間で32,584円（約8.9%）増加しました。緩やかな上昇傾向が続いており、特に令和5年から令和6年にかけては+15,000円と堅調な伸びを見せています。

## 地方公共団体・一般行政職給与の推移（令和元年～令和7年）

令和元年：317,775円 → 令和7年：326,911円と、7年間で9,136円（約2.9%）増加しました。令和元年から令和4年までは減少傾向にありましたが、令和5年以降回復に転じ、令和6年から令和7年にかけては+8,960円と大きく増加しています。

これらの動向を総括すると、最低賃金は急速に上昇、民間給与は緩やかに増加している一方で、公務員給与は停滞期を経て回復基調にあります。報酬改定の際には、こうした社会全体の給与水準の変化を考慮し、適正な水準を検討することが求められます。

# 竹富町の議員報酬は県内でどの位置にあるのか

## 竹富町の現状

- 現在の議員報酬：**250,000円**
- 沖縄県内30町村中：**第3位**
- 県内町村平均：217,077円
- 県内最高額：263,000円（南風原町）
- 県内最低額：162,000円（渡名喜村）

竹富町の議員報酬は、県内では上位に位置していますが、隣接する石垣市（386,000円）と比較すると大きな開きがあります。

## 近隣自治体との比較

| 自治体名 | 議員報酬（円） |
|------|---------|
| 石垣市  | 386,000 |
| 竹富町  | 250,000 |
| 与那国町 | 198,000 |

離島という地理的条件や、活動範囲の広さを考慮すると、現在の報酬水準が必ずしも高いとは言えない状況です。

## 町長給与との割合（33%）は適切なのか

### 現在の状況

- 竹富町長給与：**756,000円**
- 現在の議員報酬：**250,000円**
- 町長給与に対する割合：**約33%**

この割合は、全国町村議長会が示す47%という目標を大きく下回っています。

### 全国基準に基づく算出

- 全国町村議長会決議：町長給与の**47%**
- $756,000円 \times 47\% = \mathbf{355,320円}$
- 端数調整後の目標額：**355,000円**

この基準は、議員の活動実態と責任の重さを踏まえて全国的に合意された水準です。

### 増額の必要性

現行の250,000円から355,000円への見直しにより、町長給与の約47%となり、全国基準に適合します。これは過度な増額ではなく、適正化への調整です。



# 竹富町長給与は全国的に見て妥当なのか

## 町長給与の位置づけ

議員報酬を検討する前に、基準となる町長給与が適正であることを確認する必要があります。以下のデータをご覧ください。

| 比較対象     | 平均額（円）  | 竹富町     |
|----------|---------|---------|
| 沖縄県内30町村 | 714,643 | 756,000 |
| 全国926町村  | 738,130 | 756,000 |
| 県内順位     | —       | 第7位     |

竹富町長給与は、県内では7番目、全国平均と比較してもやや高い程度であり、離島という特殊性や行政範囲の広さを考慮すると、妥当な水準と言えます。

## 検証結果

756,000

竹富町長給与

円/月

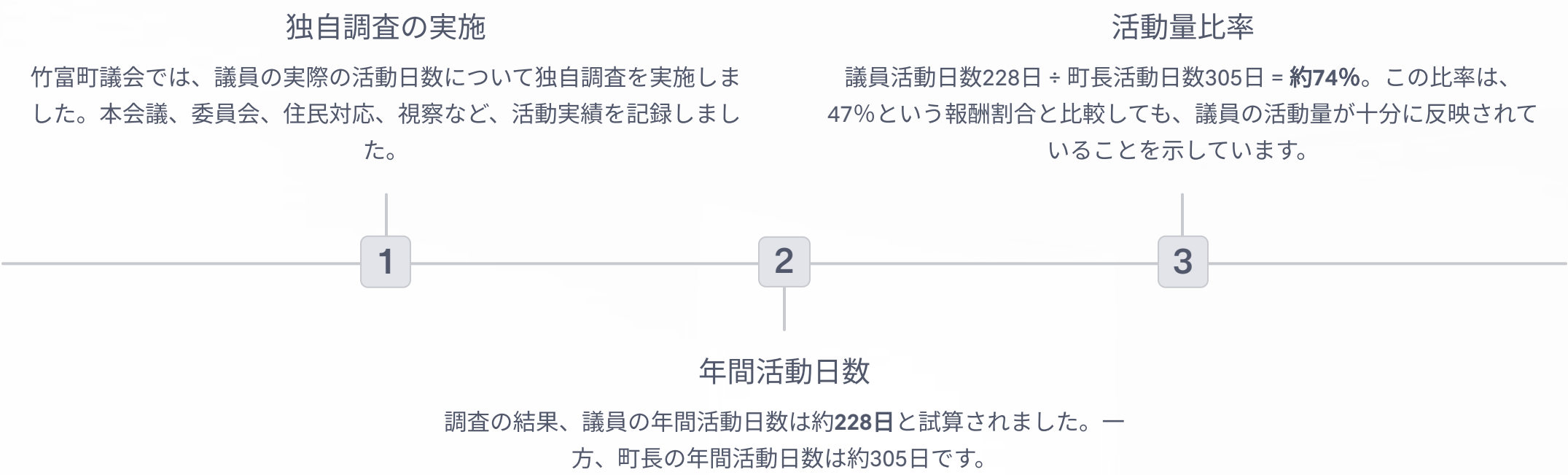
7位

県内順位

30町村中

町長給与は適正な範囲内にあり、これを基準とした議員報酬の算出は妥当と考えます。

# 議員の活動日数の根拠は明確か



## 活動量の変化

近年、議会改革により委員会活動が活発化し、住民との対話機会も増加しています。情報公開の推進により、議員に求められる活動量は以前より大幅に増えており、報酬の見直しが必要な状況となっています。

# 財政への影響はどの程度か

## 増額による財政負担の試算

- 1 議員定数 12 人
- 2 月額増加額 105,000 円/人
- 3 年間総額 14,400,000 円

## 計算式

- 議員12名 × 月額増加額105,000円 × 12か月
- 年間増加額：14,400,000円

## 財政規模との比較

竹富町の一般会計予算規模は約80億円です。年間14,400,000円の増額は、予算全体の約**0.18%**に相当します。令和6年度竹富町の議会費は、一般会計全体の1.2%です。県内の町村平均は1.3%で、竹富町は平均より低い水準にあります。

この増額は、議会機能の維持・向上という観点から見て、必要な投資と考えられます。なり手不足により議会が機能不全に陥った場合、町政運営に支障をきたし、より大きな損失につながる可能性があります。

適正な報酬による議員の確保は、長期的に見て町の発展に寄与する重要な施策です。

# 総合的な判断：なぜ355,000円が妥当なのか



## 全国基準との整合性

全国町村議長の決議（町長給与の47%）に基づいた算出により、客観的な根拠があります。竹富町だけの独自判断ではなく、全国的な合意形成に基づいています。



## 活動実態との適合

年間228日という活動日数は、町長の74%に相当します。報酬割合47%は、活動量と比較しても過度な設定ではありません。



## 県内・全国比較

今後は全国議会議長会が示す目標値に合わせて議員報酬を見直す自治体が増えることが見込まれます。

こうした全国的な動きと、竹富町が抱える離島という地理的条件を踏まえると、今回の水準は**妥当な範囲に収まっている**と言えます。



## 財政負担の妥当性

年間14,400,000円の増加は、予算規模の0.18%であり、議会機能維持のための必要な投資として説明可能です。

これらの要素を総合的に勘案すると、**議員報酬355,000円は妥当な水準**であると結論づけます。これは単なる増額ではなく、議会の質を維持し、なり手不足という全国的な課題に対応するための適正化です。

# 結論：議員報酬355,000円の妥当性について

本資料では、委員会が出された様々なご指摘に対して、客観的なデータと根拠をもとにお答えしてまいりました。竹富町議会の議員報酬を現行の250,000円から355,000円へに見直すことは、以下の理由から妥当であると考えられます。

- |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>全国町村議長会の決議に基づく客観的な基準</p> <p>町長給与の47%という全国基準により算出された金額であり、恣意的な設定ではありません。</p>  |  <p>議員活動の実態を反映</p> <p>年間228日という活動日数の増加に見合う報酬水準です。</p>          |
|  <p>県内・全国との比較において適正な範囲</p> <p>今後は全国議会議長会が示す目標値に合わせて議員報酬を見直す自治体が増えることが見込まれます。</p> |  <p>財政への影響は説明可能な範囲</p> <p>予算規模の0.18%であり、議会機能維持のための必要な投資です。</p> |

議員報酬**355,000円**は、なり手不足の解消と議会の質向上のために必要な、適正な水準です。住民の皆様のご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。